



令和5年度 保育所入所案内



✿保育所への入所について

保育所は、保護者が仕事や病気などのため、家庭で児童を保育することができない場合に、保護者に代わって保育することを目的としています。児童の保護者に「保育を必要とする事由」がある世帯が入所対象です。

なお、入所申込みが多い場合等は、基準に基づき、優先度の高い児童から入所決定します。

★保育所入所対象児童：原則竹富町に住所がある満2歳から小学校就学前の児童

✿入所申込み時期について

《4月入所申込み》

- ◆配布場所：各保育所・各出張所・竹富町役場 福祉支援課・竹富町ホームページ
 - ◆受付期間：令和5年1月4日(水)～令和5年1月31日(火) ※土日祝祭日を除く
 - ◆受付時間：午前9時～午後5時
 - ◆受付場所：各保育所・各出張所・竹富町役場 福祉支援課
- ※継続して入所希望の場合も申込みが必要です。

《5月以降入所申込み》

- ◆配布場所：各保育所・各出張所・竹富町役場 福祉支援課・竹富町ホームページ
- ◆受付時期：入所希望月の2ヶ月前末日まで
- ◆受付場所：各保育所・各出張所・竹富町役場 福祉支援課

※入所日は、原則その月の第1開所日です。(各保育所の状況に応じて変更となる場合あり)

※各保育所の状況に応じて定員に達していなくても不承諾になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※育児休業手続き等で不承諾通知が必要な場合も2ヶ月前までに申込みしてください。

＜入所受付時期早見表＞

入所希望月	申込受付開始日	申込受付期限	決定通知時期(目安)
4月	令和5年1月4日(水)	令和5年1月31日(火)	令和5年3月上旬
5月	令和5年1月4日(水)	令和5年2月28日(火)	入所希望月の 前々月中旬～前月上旬
6月	令和5年2月1日(水)	令和5年3月31日(金)	
7月	令和5年3月1日(水)	令和5年4月28日(金)	
8月	令和5年4月3日(月)	令和5年5月31日(水)	
9月	令和5年5月1日(月)	令和5年6月30日(金)	
10月	令和5年6月1日(木)	令和5年7月31日(月)	
11月	令和5年7月3日(月)	令和5年8月31日(木)	
12月	令和5年8月1日(火)	令和5年9月29日(金)	
1月	令和5年9月1日(金)	令和5年10月31日(火)	
2月	令和5年10月2日(月)	令和5年11月30日(木)	
3月	令和5年11月1日(水)	令和5年12月27日(水)	

✿保育の必要性の認定について

保育所等の施設を利用するためには、利用のための認定を受ける必要があります。
認定には、次の3つの区分があります。

<保育の必要性の認定区分>

認定区分	内容	利用できる施設
1号認定	満3歳以上で、教育を希望される場合。	幼稚園
2号認定	満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望される場合。	保育所
3号認定	満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望される場合。	保育所

※竹富町立保育所は、満2歳（誕生月の翌月第1開所日）からの受入れとなります。

この入所案内で対象となる部分は、2号認定と3号認定です。児童の年齢によって2号、3号のいずれかに認定し、保護者の皆様に「支給認定通知書」を交付します。

「竹富町教育・保育給付認定申請書」を提出いただくことで認定を行いますが、2号認定は就学前の期間、3号認定は満3歳の誕生日前々日までが有効期間となります。3号認定から2号認定への更新は申請不要で行います。変更後の通知が必要な方はご連絡ください。

なお、年度の途中で「保育を必要とする事由」に変更が生じた場合も、新たに認定を行う必要がありますので、改めて申請書及び必要書類をご提出ください。

✿保育を必要とする事由について

保育認定（2号・3号）は、保護者全員が次のいずれかの要件に該当することが必要です。

事由	認定基準	保育利用期間
就労	保護者が働いていて保育ができないこと。パートタイムや居宅内労働も含まれます。（原則月64時間以上）	就労期間中
妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間がないこと。	産前3ヶ月 産後6ヶ月
疾病・障がい	保護者に病気やケガ、または精神や身体の障がいがあること。	保護者の療養期間中
介護、看護	長期にわたり、病気やケガ、または精神や身体に障がいのある親族を常時介護、看護していること。（長期入院中も含む）	同居親族の療養期間中
災害	災害復旧の状態にあること。	災害復旧に要する期間
求職	求職活動（起業準備含む）を継続的に行っていること。	90日間
就学	保護者が就学中（職業訓練校等における職業訓練も含む）であること。	就学期間中
虐待やDV	虐待やDVの恐れがあること。	必要な期間
育児休業	育児休業取得時に既に保育を利用している子ども（育児休業対象児のきょうだい児）がいて、当該児の継続利用が必要であると認められる場合。 （育児休業対象児の入所は認められません）	必要な期間
その他	その他上記に類する状態として町長が認める場合。	必要な期間

✿入所申込と認定申請に必要な書類について

□竹富町教育・保育給付認定申請書兼幼稚園・保育所入園(所)申請書(申込児童1人につき1枚記入)

□保護者(父・母・同居の祖父母等)の就労状況等の証明書

※同居者が満20歳以上60歳未満の場合は、その方の証明書も必要です。

※きょうだい同時申込みの場合、就労証明書等は、原本1部提出頂き、2人目以降は写し添付で対応可能です。

※複数の項目に該当する場合は、該当する証明書をすべて提出してください。

保護者の状況	証明書類	備考
勤務または採用予定の方	就労証明書	町指定様式
自営業または内職の方	自営業証明書 内職証明書	町指定様式 ※ご自身で指定様式に記入後、お住まいの地区の民生委員から証明をもらってください。 <u>民生委員の証明・捺印がない場合は受付できません。(法人化している場合は省略可)</u>
妊娠、出産	母子健康手帳の写し	出産日が記入されているページ ※出産予定日前3ヶ月、産後6ヶ月の方のみ
育児休業中の方	就労証明書	休業期間・職場復帰日が記入されているもの。
保護者の疾病・障がい等	疾病・障がい状況申告書	町指定様式
同居又は長期入院等している 親族の介護・看護	介護・看護状況申告書 介護保険被保険者証の写し	町指定様式 介護認定を受けている方のみ
災害復旧	罹災証明書	
求職中の方	求職活動申立書 求職受付表(ハロワーク カード)の写し	町指定様式
就学中の方	在学証明書の写し 日程表の写し	日程表は、授業日数・時間が確認できるもの

※各種証明書類は3ヶ月以内に発行されたものに限りません。

✿入所までの流れについて

1. 竹富町教育・保育給付認定申請書兼幼稚園・保育所入園(所)申請書及び必要書類の提出

2. 保育の必要性和希望する施設に応じて利用調整

- ・福祉支援課にて支給認定及び保育所入所調整、保育料算定を行います。
- ・職場や保護者等に聴き取りや訪問を行う場合がありますのでご了承ください。

3. 利用調整結果(利用決定等)のお知らせ

- ・福祉支援課より支給認定通知書及び保育所入所決定、保育料決定に関する通知を送付します。
- ・入所不承諾(保留)の場合は、福祉支援課より不承諾通知を送付します。育児休業手続きに関するもの以外は、原則当該年度中は毎月希望施設について利用調整を行います。入所可能となった場合のみ、福祉支援課よりご連絡します。

4. 入所

- ・後日保育所より入所準備やオリエンテーション等について連絡があります。
- ・入所後、2～3週間程度ならし保育がありますのでご了承ください。（お子様の状況に合わせて期間変動あり）
- ・4月入所の場合のみ入所式があります。日時等について、福祉支援課または保育所よりお知らせします。

✿保育料について

3歳以上の児童に係る保育料は無料です。（※児童の年齢は4月1日現在）

3歳未満の児童に係る保育料については、非課税世帯は無料ですが、課税世帯は保育料が発生します。

保育料の月額は、児童1人5,000円です。

ただし、同一保護者で2人以上保育所に入所させている場合は、2人目から一人につき4,000円を加算します。

保育料の切り替え時期は、毎年9月です。9月以降の保育料が変更になる場合は、9月中旬を目安に通知します。変更がない場合、通知はありません。

✿保育料の納付方法について

保育料の支払い方法には、下記の方法があります。

- ・納付期限：毎月25日（25日が休日の場合は翌営業日）
- ・口座振替のお手続きをしていない方には、福祉支援課より毎月納付書を送付します。

1. 口座振替（※ゆうちょ銀行のみ）

口座振替でのお支払いをご希望の方は、自動払込利用申込書をもって郵便局でお手続きください。

（すでにお手続き済みの方は不要です）

郵便局でお手続きをしてから役場に口座振替の情報が届くまでにお時間を要します（2週間程度）ので、早めのお手続きをお願いいたします。（残高不足等にご注意ください）

2. 竹富町役場（出張所含む）でのお支払い

納付書を持参し、竹富町役場内銀行窓口または最寄の出張所でお支払いください。

3. 金融機関等でのお支払い

納付書を持参し、納付書裏面に記載のある金融機関等でお支払いください。

4. コンビニエンスストアでのお支払い

納付書を持参し、納付書裏面に記載のあるコンビニエンスストアでお支払いください。

5. スマホ決済アプリでのお支払い

スマートフォン決済アプリの請求書払いを利用して、福祉支援課から送られてくる納付書の収納用バーコードを読み取り、納付することができます。

◎利用できるスマホ決済サービス：PayPay、LINE Pay、OKI Pay、ゆうちょ Pay、はま Pay

※スマホ決済での納付は領収証書が発行されませんので、利用明細等でご確認ください。

※納付手続きを完了すると取り消しできません。納付後は領収印のない納付書が手元に残りますので、コンビニ等での二重納付にご注意ください。

※保育料を滞納した場合

納付期限内に納付がなかった場合、原則翌月中旬頃に督促状を発送します。

保育料を2か月以上滞納した場合は、保育実施停止の対象となる恐れがありますのでご注意ください。

✿保育料の減免（猶予）申請について

下記のいずれかに該当する事情があり、保育料の納入が困難な場合は、竹富町福祉支援課までご相談ください。

- (1) 保護者の収入が著しく低額であるとき。
- (2) 保護者が疾病にかかり保育料の納入が困難になったとき。
- (3) 保護者が災害により著しい損害を受け保育料の納入が困難になったとき。
- (4) その他(1)から(3)に準ずる特別の事情があるとき。

減免申請を希望する場合、「保育料減免（猶予）申請書」を提出してください。

✿退所について

保育所を退所したい場合は「退所届」を提出してください。

※下記のいずれかに該当するときは、保育実施停止又は解除の対象となります。

- (1) 保育料を2か月以上滞納したとき。
- (2) 疾病その他の理由により、他の保育児に悪影響をおよぼすおそれがあるとき。
- (3) その他保育の継続を不相当と認められたとき。

✿保育時間について

月曜～金曜：午前8時30分～午後5時まで

土 曜 日：午前8時30分～正午まで（月に1回、保育士研修の為、休所となります）

休 所 日：日曜日・祝祭日・年末年始・慰霊の日（6月23日）

✿保育所一覧

施設名	住 所	電話番号 FAX 番号	入所対象年齢	定員
竹富保育所	〒907-1101 竹富町字竹富779-2	0980-85-2343 0980-87-7336	満2歳～5歳児	30名
黒島保育所	〒907-1311 竹富町字黒島1138-1	0980-85-4139 電話番号と同じ	満2歳～5歳児	30名
小浜保育所	〒907-1221 竹富町字小浜1923-1	0980-85-3278 電話番号と同じ	満2歳～5歳児	50名
大富保育所	〒907-1434 竹富町字南風見191-50	0980-85-5340 0980-85-5370	満2歳～3歳児 (※幼稚園あり)	50名
上原保育所	〒907-1541 竹富町字上原382	0980-85-6440 0980-85-6445	満2歳～3歳児 (※幼稚園あり)	50名
西表保育所	〒907-1542 竹富町字西表650-1	0980-85-6304 電話番号と同じ	満2歳～5歳児	30名
波照間保育所	〒907-1751 竹富町字波照間10	0980-85-8314 電話番号と同じ	満2歳～3歳児 (※幼稚園あり)	30名

※受入可能人数については、施設の状況により変動します。

竹富町 MAP



ご不明な点がございましたら、下記担当課や各保育所にお問合せください。

【お問合せ先】

〒907 - 8503

沖縄県石垣市美崎町 11 番地 1

竹富町役場 福祉支援課 子育て支援係

電話番号：0980-83-7415（直通）

FAX 番号：0980-82-3745（直通）

★令和5年度の組一覧

（令和5年4月1日時点の年齢で組編成が決まります）

年齢	組	生年月日	備考
0 歳児	—	令和 4 年 4 月 2 日～	竹富町では、現在、0 歳児の保育の受入れは行っていません。満 2 歳から受入れしています。
1 歳児	たまご組	令和 3 年 4 月 2 日～令和 4 年 4 月 1 日生	
2 歳児	ひよこ組	令和 2 年 4 月 2 日～令和 3 年 4 月 1 日生	
3 歳児	うさぎ組	平成 31 年 4 月 2 日～令和 2 年 4 月 1 日生	
4 歳児	ほし組	平成 30 年 4 月 2 日～平成 31 年 4 月 1 日生	
5 歳児	にじ組	平成 29 年 4 月 2 日～平成 30 年 4 月 1 日生	